

五 参 照 条 文

参 照 条 文

○ 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) (抄)

(定義)

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、患者二十人以上の収容施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならぬ。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、患者の収容施設を有しないもの又は患者十九人以下の収容施設を有するものをいう。

3 この法律において、「療養型病床群」とは、病院の病床(第七条第二項に規定するその他の病床に限る。)又は診療所の病床のうち一群のものであつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するためのものをいう。

(往診医師等)

第五条 公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産婦については、第八条、第九条及び第六十九条又は第七十一条の規定の適用に関し、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなす。

2 都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、前項に規定する医師、歯科医師又は助産婦に対し、必要な報告を命じ、又は検査のため診療録、助産録その他の帳簿書類を提出させることができる。

（開設許可）

第七条 病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条、第九条、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 病院を開設した者が、療養型病床群を設けようとするとき、若しくは病床数、療養型病床群に係る病床数、病床の種別（病院の病床についての精神病床、感染症病床、結核病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ。）その他厚生省令で定める事項を変更しようとするとき、又は医師及び歯科医師でない者が診療所を開設したもの若しくは助産婦でない者が助産所を開設したものが、病床数その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

3 診療所に療養型病床群を設けようとするとき、又は診療所の療養型病床群に係る病床数その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が前条第二項に規定するその他の病床のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が前条第二項に規定するその他の病床以外の病床のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が同項に規定するその他の病床及び当該その他の病床以外の病床である場合は第三十条の三第二項第一号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院の病床（当該申請に係る病床が前条第二項に規定するその他の病床である場合は、診療所の療養型病床群に係る病床を含む。）の数が、第三十条の三第四項の厚生省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の必要病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇九 (略)

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の療養型病床群の設置の許可又は診療所の療養型病床群に係る病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。）における前条第二項に規定するその他の病床

(診療所の療養型病床群に係る病床を含む。)の数が、第三十条の三第四項の厚生省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の必要病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る療養型病床群の設置若しくは療養型病床群に係る病床数の増加によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

3 (略)

4 第一項又は第二項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たつては、介護老人保健施設の収容定員数は、厚生省令の定めるところにより、前条第二項に規定するその他の病床に係る既存の病床数とみなす。

5 (略)

6 労働福祉事業団又は簡易保険福祉事業団は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種類を変更し、又は診療所に療養型病床群を設け、若しくは診療所の療養型病床群に係る病床数を増加しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生大臣に協議(政令で特に定める場合は、通知)をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

(診療所開設の届出)

第八条 医師、歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(病院等の休廃止の届出)

第九条 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止し、又は廃止したときは、十

日以内に、都道府県知事に届け出なければならぬ。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも同様である。

2 (略)

(病院等の管理者)

第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは医師に、主として歯科医業を行うものであるときは歯科医師に、これを管理させなければならない。

(診療所の患者収容時間の制限)

第十三条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間を超えて収容しないように努めなければならない。ただし、療養型病床群に収容されている患者については、この限りでない。

(助産所の収容妊婦等の制限)

第十四条 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を収容してはならない。但し、他に収容すべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため収容するときは、この限りでない。

(病院の法定人員及び施設の基準等)

第二十一条 病院は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置

かなければならない。ただし、政令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

一 療養型病床群を有しない病院にあつては、厚生省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者

一の二 療養型病床群を有する病院にあつては、厚生省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦及び看護の補助その他の業務の従業者

二 各科専門の診察室

三 手術室

四 処置室

五 臨床検査施設

六 エックス線装置

七 調剤所

八 消毒施設

九 給食施設

十 給水施設

十一 暖房施設

十二 洗濯施設

十三 汚物処理施設

十四 診療に関する諸記録

十五 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

十六 療養型病床群を有する病院にあつては、機能訓練室

十七 その他厚生省令で定める施設

2 療養型病床群を有する診療所は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならぬ。

一 厚生省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦及び看護の補助その他の業務の従業者

二 給水施設

三 暖房施設

四 機能訓練室

五 その他厚生省令で定める施設

3 第一項第一号若しくは第一号の二又は前項第一号の規定に基づく厚生省令の規定によつて定められた人員を有しない者については、政令で二十万円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

(施設の使用制限命令等)

第二十四条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二條の規定若しくは前条第一項の規定に基づく厚生省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

2 厚生大臣は、特定機能病院の構造設備が第二十二条の二の規定に違反するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その修繕又は改築を命ずることができる。

(報告の徴収、立入検査)

第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 厚生大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該官吏に、特定機能病院に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

3 前二項の規定によつて立入検査をする当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(開設許可の取消等)

第二十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 開設者が第二十四条第一項又は前条の規定に基づく命令又は処分違反したとき。

三 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

一 四 (略)

3 厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特定機能病院の承認を取り消すことができる。

一 四 (略)

4 都道府県知事は、第二項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生大臣は、第三項の規定により特定機能病院の承認を取り消すに当たつては、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならない。

第二十九条の二 厚生大臣は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第二十八条及び第二十九条第一項の規定による処分を行うべきことを指示することができる。

(弁明の機会の付与)

第三十条 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

(医療計画)

第三十条の三 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主として病院の病床（次号に規定する病床及び第七条第二項に規定するその他の病床以外の病床を除き、診療所の療養型病床群に係る病床を含む。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

二 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生省令で定める特殊な医療を提供する病院の第七条第二項に規定するその他の病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

三 第七条第二項に規定するその他の病床（診療所の療養型病床群に係る病床を含む。）に係る必要病床数及び同項に規定するその他の病床以外の病床に係る必要病床数に関する事項

四 地域医療支援病院の整備の目標、療養型病床群に係る病床の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

五〃九 (略)

3 (略)

4 第二項第一号及び第二号に規定する区域の設定、同項第三号に規定する必要病床数並びに同項第四号に規定する療養型病床群に係る病床の整備の目標に関する標準は、厚生省令で定める。

5 都道府県は、第二項第三号に規定する必要病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込

まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する必要病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

6 都道府県は、第十四項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第三号に規定する必要病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

7 都道府県は、第十四項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第三号に規定する必要病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

8 厚生大臣は、前三項の政令並びに第二項第二号、第四項及び前項の厚生省令を定めようとするときは、医療審議会の意見を聴かなければならない。

9 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連係を図るよう努めなければならない。

10 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の实情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

11 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する

ものとする。

12 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

13 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）の意見を聴かなければならない。

14 都道府県は、医療計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

（勸告）

第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の療養型病床群の設置若しくは診療所の療養型病床群に係る病床数の増加に関して勸告することができる。

（報告及び検査）

第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該吏員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 第二十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(医業等に関する広告制限)

第六十九条 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 次条第一項の規定による診療科名
- 三 次条第二項の規定による診療科名
- 四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 六 診療日又は診療時間
- 七 入院設備の有無
- 八 療養型病床群の有無
- 九 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
- 十 前各号に掲げる事項のほか、第十四条の二第一項第四号に掲げる事項
- 十一 その他厚生大臣の定める事項
- 2 厚生大臣は、適正な医療を受けることができることを確保するため、前項第十号及び第十一号に掲げる事項の広告について、厚生省令の定めるところにより、その広告の方法及び内容に関する基準を定めることができる。

3 厚生大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて第一項第十一号に掲げる事項の案及び前項に規定す

る基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項第十一号に掲げる事項及び第二項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法若しくは内容が第二項に規定する基準に違反してはならない。

(助産婦の業務に関する広告の制限)

第七十一条 助産婦の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 助産婦である旨
 - 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 三 常時業務に従事する助産婦の氏名
 - 四 就業の日時
 - 五 収容施設の有無
 - 六 前各号に掲げる事項のほか、第十四条の二第二項第四号に掲げる事項
 - 七 その他厚生大臣の定める事項
- 2 厚生大臣は、適正な助産を受けることができることを確保するため、前項第六号及び第七号に掲げる事項の広告について、厚生省令の定めるところにより、その広告の方法及び内容に関する基準を定めることができる。
- 3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法若しくは内容

が前項に規定する基準に違反してはならない。

第七十一条の三 第五条第二項、第二十四条第一項及び第二十五条第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、国民の健康を守るため緊急の必要があると厚生大臣が認める場合のあつては、厚生大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生大臣に関する規定として厚生大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(罰則)

第七十二条 当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第五条第二項又は第二十五条第一項若しくは第二項の規定による診療録又は助産録の検査に関し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十四条、第二十八条又は第二十九条第一項の規定に基づく命令又は処分違反した者

第七十四条 次の各号の一に該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条第三項、第四条の二第三項、第八条から第十二条まで、第十六条、第十八条、第十九条、

第二十一条第一項第二号から第十六号まで若しくは第二項第二号から第四号まで、第二十二條第一号若しくは第四号から第八号まで、第二十二條の二第二号若しくは第五号又は第二十七條の規定に違反した者

二 第五條第二項若しくは第二十五條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十五條第一項若しくは第二項の規定による当該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 (略)

第七十六條 次の各号の一に該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 四 (略)

四の二 第六十三條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 八 (略)